

# 神崎市いじめ防止基本方針 概要

## I 神崎市いじめ防止基本方針の策定

### 1 策定の意義

- ・ 国や県で策定されたいじめ防止基本方針を参酌し、神崎市で取り組んできたいじめ防止等の対策をさらに総合的かつ効果的に推進することを目的として策定する。

### 2 いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方

- ・ すべての児童生徒が学校の内外を問わず安心してさまざまな取り組みができるようにする。
- ・ いじめは、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童生徒が十分に理解できるようにする。
- ・ いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することを第一義に、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめ問題を克服することを目指して行う。

## II いじめの防止等のための組織

いじめ防止対策推進法に基づく組織の適切な運用及び連携を図ることにより、市の基本方針に基づく対策を実効的に推進する。

### 1 神崎市いじめ・体罰等防止対策委員会

- ・ 教育委員会の附属機関（第三者機関）として、市内小・中学校において発生した重大事態の調査を行う等、いじめ問題に対応するため、神崎市いじめ・体罰等防止対策委員会を設置する。

### 2 学校いじめ・体罰等防止対策委員会

- ・ 各学校は、いじめ事案への対応等、学校の内外におけるいじめの防止等の対策を効果的に行うため、学校いじめ・体罰等防止対策委員会を設置する。

## III いじめの防止等のための市の取組

### 1 学校の取組への指導・支援

- ・ いじめ防止等のために、学校での主体的・組織的な取り組みや体制づくりを指導・支援する。

### 2 関係機関等との連携

- ・ いじめ防止等のための対策が適切に行われるように、関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の連携強化等を行う。

### 3 学校評価、学校運営改善の実施

- ・ いじめの実態把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、学校のいじめ防止等の取組について適切な評価が行われるようにする。

## IV 重大事態への対処

### 1 学校の設置者による調査

- ・ いじめ防止対策推進法に規定する重大事態が発生した際、神崎市いじめ・体罰等防止対策委員会による調査を実施する。

### 2 事実を明確にするための調査の実施

- ・ いじめられた児童生徒から十分に聞き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を行う。
- ・ 調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。
- ・ いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の視点や学習支援等を行うことが必要である。
- ・ いじめられた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先とし、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。

### 3 調査結果の提供及び報告

- ・ いじめを受けた児童生徒及びその保護者へ調査により明らかになった事実関係について適切な情報提供を行う。
- ・ 情報提供に当たっては他の児童生徒のプライバシー保護に配慮する等、個人情報に十分配慮する。